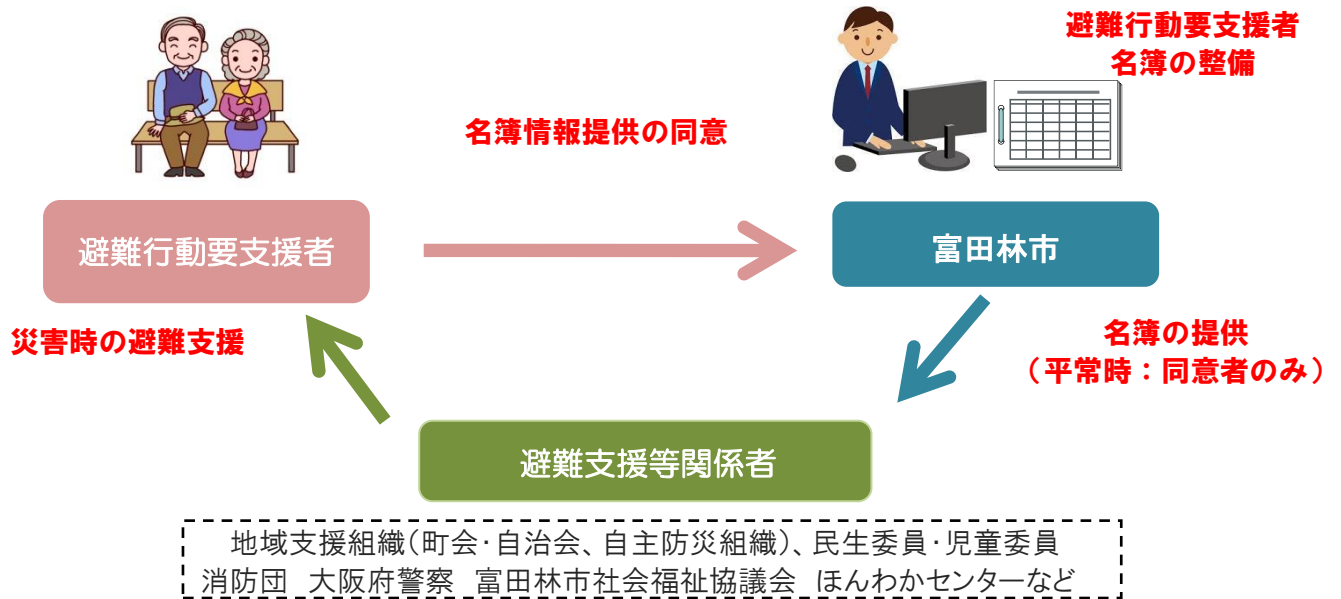


避難行動要支援者名簿について

避難行動要支援者名簿とは

市では、災害対策基本法に基づき、高齢者や障がい者など自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の情報まとめた避難行動要支援者名簿を作成・整備しています。

名簿の情報は、災害時の迅速な安否確認や避難支援に役立てていただけるよう、避難行動要支援者本人の同意を得られた方に関する名簿情報について、市とあらかじめ協定を結んでいた町会・自治会、自主防災組織などの地域支援組織や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に、平常時より提供させていただいております。



※大規模災害が発生した場合などには、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することがあります。

避難行動要支援者とは

以下の要件に当てはまる方が避難行動要支援者となり、(1)から(5)の方については、市役所内の情報連携により自動的に名簿に登録されます。(6)(7)の方については、市役所へ「登録申出書 兼同意確認書」の提出が必要です。

- (1) 身体障がい者手帳1級・2級の交付を受けている者
- (2) 療育手帳A判定を受けている者
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (4) 要介護3～5の認定を受けている者
- (5) 障害者総合支援法による市の障がい福祉サービスを受けている難病患者
- (6) 65歳以上で、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯・日中に家族等が不在のため支援が必要で登録を希望する者
- (7) その他、災害時などに支援を必要とする者（妊産婦、日本語の理解が十分ではない外国人等）で登録を希望する者

※自力で避難できる方や、家族からの支援を受けて避難できる方、施設・病院に入所・入院中の方は名簿登録の対象外となります。

[お問い合わせ先] 富田林市 福祉部 増進型地域福祉課

電話:0721-25-1000(内線)275 FAX:0721-69-8194